

【令和3年度】

坂戸市競争入札参加資格者指名停止情報

No.	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止措置期間		指名停止措置の根拠	事件の概要
			始期～終期	期間		
1	榊田中工業 埼玉県比企郡鳩山町赤沼447		R03.06.08～R03.10.07	4月	■第3条 別表第2第4号イ (競売入札妨害又は談合)	鳩山町発注の農産物直売所整備工事等の入札を巡り、左記事業者の前代表取締役が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和3年6月2日付けで起訴された。
2	大和ハウス工業(株) 大阪府大阪市北区梅田3-3-5	埼玉支社 埼玉県さいたま市中央区新都心11-1 JRさいたま新都心ビル	R03.12.17～R04.02.16	2月	■第3条 別表第2第6号イ (建設業法違反)	左記事業者の一部社員について、所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、及び資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことについて、令和3年11月17日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法第28条第1項に基づく指示処分、及び同条第3項に基づく営業停止処分を受けた。
3	総合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1-6-6	埼玉西支社 埼玉県所沢市くすのき台1-11-2 西武第二ビル7階	R04.02.02～R04.03.01	1月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	左記事業者(以下「同社」という。)の元社員が、同社の管理している現金自動預払機から、管理業務中に現金を窃取した疑いで令和4年1月5日に逮捕され、同月14日に起訴された。
4	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3-22	埼玉事務所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 大同生命大宮ビル	R04.03.02～R04.07.01	4月	■第3条 別表第2第4号イ (競売入札妨害又は談合)	富山市発注の設計業務の入札を巡り、左記事業者の社員が令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。
5	榊ジイケイ設計 東京都豊島区高田3-37-10		R04.03.02～R04.07.01 R04.08.01	4月 5月	■第3条 別表第2第4号イ (競売入札妨害又は談合)	富山市発注の設計業務の入札を巡り、左記事業者の社員が令和4年1月24日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことにより、指名停止措置を講じていた。その後、令和4年3月8日に、左記事業者の元取締役が、公契約関係競売入札妨害の容疑で富山地方検察庁から在宅起訴されたため、指名停止措置期間を変更する。
6	ナカバヤシ(株) 大阪府大阪市中央区北浜東1-20	東京本社 東京都板橋区東坂下2-5-1	R04.03.30～R04.11.29	8月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記事業者は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
7	トッパン・フォームズ(株) 東京都港区東新橋1-7-3	埼玉営業所 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1	R04.03.30～R04.09.29	6月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記事業者は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
8	小林クリエイト(株) 愛知県刈谷市小垣江町北高根115	東日本営業部 埼玉県さいたま市大宮区下町1-42-2	R04.03.30～R04.09.29	6月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記事業者は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
9	東洋印刷(株) 京都府京都市伏見区中島中道町133	埼玉営業所 埼玉県さいたま市南区大谷口5745	R04.03.30～R04.09.29	6月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記事業者は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
10	榊タナカ 茨城県土浦市藤沢3495-1	東京支社 東京都千代田区神田東松下町17	R04.03.30～R04.09.29	6月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記事業者は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して特定データプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和4年3月3日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。